

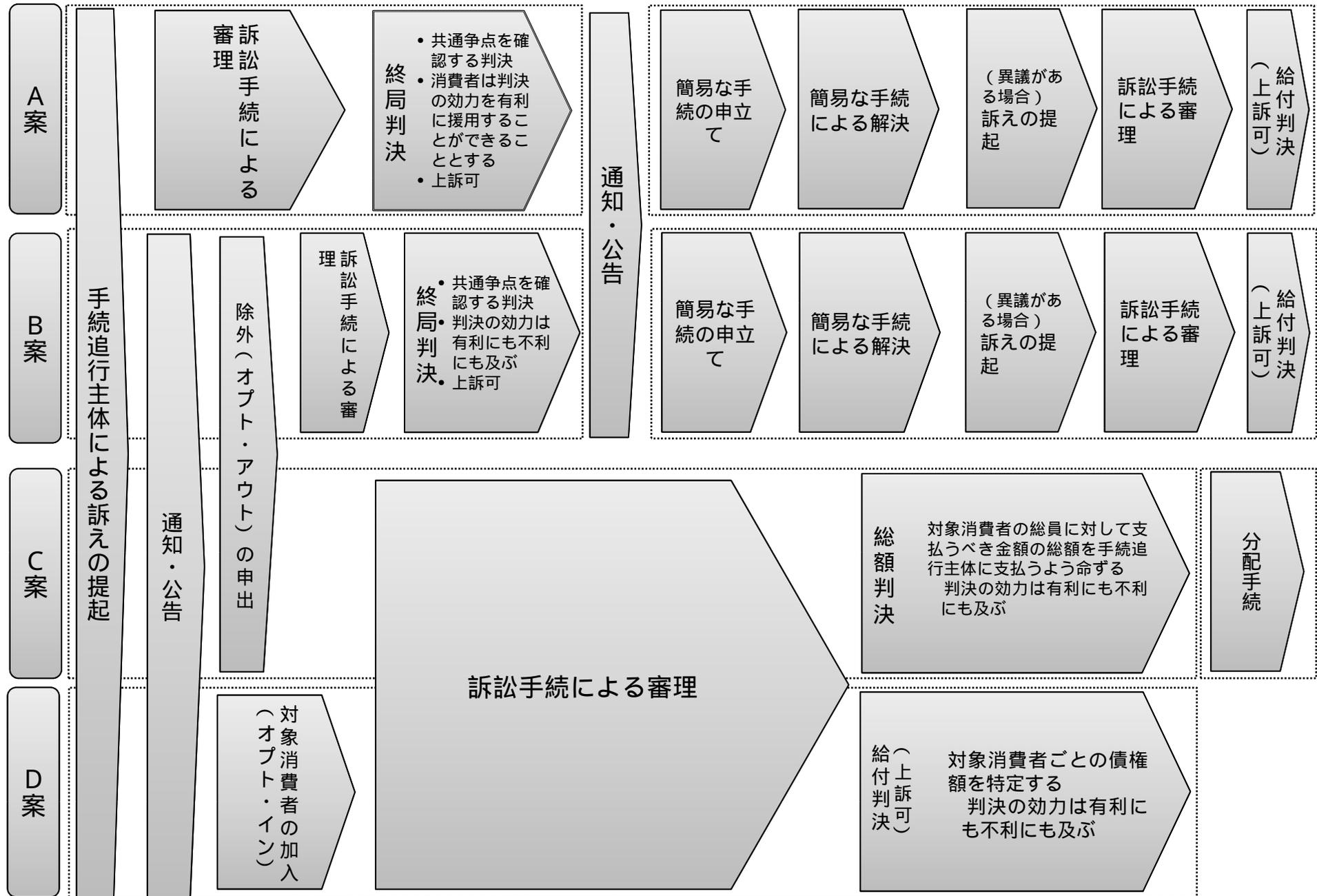
(参考10) 海外制度比較表

国名	米国(連邦民事訴訟規則・b(3)型)	カナダ(オンタリオ)	カナダ(ケベック)	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン	ブラジル
手続構造	オプト・アウト	オプト・アウト、二段階型	オプト・アウト、二段階型	オプト・インとオプト・アウトの併用	オプト・インとオプト・アウトの併用	オプト・イン	二段階型
根拠法	連邦民事訴訟規則 (b(3)型)	クラス訴訟法 (Class Proceedings Act)	民事訴訟法第9編 集団訴訟に関する法律 (Loi sur le recours collectif, 1979年1月19日施行)	司法運営法23章a (2008年1月1日施行)	民事紛争における調停手続及び訴訟手続に関する法律 (2005年紛争法, 2008年1月1日施行)	集団訴訟手続法(2003年1月1日施行)	公共的民事訴訟法(1985年制定) 消費者法(1990年制定)
手続進行主体	クラス構成員	クラス構成員  代表原告となろうとする者は クラスの利益を公正かつ適切に代表するであろうこと クラスのために訴訟を遂行し、かつ構成員に対して告知を行うための実効性のある方法を示す計画を提出すること クラスの共通争点に関して、他のクラス構成員と対立する利益を有さないことが必要。	クラス構成員 私法上の法人、会社又は社団 (指定する構成員の1人が、その利益のために集団訴訟を提起しようとするクラスの構成員である場合又は、構成員の利益が法人又は社団が創設された目的に結びついている場合であることを要する。)  裁判所による審理の結果、集団訴訟提起を認める認可判決が出されると、一定の要件の下で認可申立てを行った構成員がクラス代表者に任命される。	クラス構成員 団体(訴訟がその団体の目的に合致する場合) 法律の定めた公的機関(消費者オンブズマン)  オプト・アウト型の場合は に限る。	クラス構成員 特定の利益の保護を目的とする組織団体(提起される訴訟がその目的に合致するもの) 特定の利益の保護を目的とする公的機関(提起される訴訟がその目的に合致するもの)	クラス構成員 消費者又は給与生活者の利益擁護を目的とする非営利団体(構成員数や存続期間などに関する要件はなく、アドホックな団体やわずかな数の団体であっても団体による集団訴訟の当事者適格が認められる)。 集団構成員を代表するのに適切な公的機関(現在認められているのは、消費者オンブズマン及び環境保護局のみ)。	検察庁 連邦・州・市郡および連邦区 行政権を直接又は間接に行使する公的機関及び 省庁 少なくとも1年以上前に合法的に設立された団体であって、その目的が消費者法が定める利益及び権利の保護を含むもの  上記は消費者法による場合である。
金銭請求における請求内容の要件	クラス代表者の請求が75,000ドルを超えているか、100人以上のクラスであって合計額が500万ドルを超えていること(連邦管轄があることが前提となるため)	—	—	(オプト・アウト型について) 少額請求のため個別訴訟が期待できないことが明らかであり、オプト・インを待つことも当該請求の扱いとして不適切である場合 少額とは、法案の理由書等では、1人当たり、2000デンマーククローネ(約3万円)以下の請求とされていたようである。	(オプト・アウト型について) 請求金額が非常に小さく、相当多数の者にとって個別訴訟の提起が困難であり、 かつ、個別審理の必がある争点が生じることはないと判断される場合	—	—
手続進行の要件 (争点の共通性・支配性、手続の優越性など)	多数性 争点の共通性 代表の請求の典型性 代表の適切性 共通争点が他の争点に優越するものであること(支配性) 他の手段よりもクラスアクションが適切と認められること(優越性)	訴答書面(訴状)に訴訟原因が示されていること。 クラスが識別可能であること(構成員の特定までは不要) 代表原告が上記手続進行欄 の要件を具備していること クラスに共通の争点が存在すること クラス訴訟が訴訟手続として望ましいこと	各構成員の請求が、同一、類似又は関連する、法律上又は事実上の問題を提起すること 主張されている事実が求められている結論を正当化すると見られること クラスの構成により他の訴訟形態の適用が困難又は実際的でないこと 裁判官が代表の地位を付与する構成員がすべての構成員の適切な代表者であることを保障できること	複数の者に共通する請求であること 請求の審理のためにクラスアクションが最良の方法であること クラスのメンバーが特定可能で、訴訟手続につき適切な方法で通知が可能であること クラスの代表者の選任が可能であることを要すること	複数の者が同じ事実または法的根拠に基づいている請求又は債権があること 複数の請求が、同一の構成による裁判所によって審理可能であり、かつ、同一の手続規則に基づいて大部分は審理することが可能であること 当該複数の請求を処理する手段として集合訴訟手続が最も適切であること 集団の代表を任命する根拠があること	当該訴訟が、当該団体の構成員間で共通の、または同様の性質の状況に基づくものであること 訴訟申立てが、当該集団の構成員による請求の根拠に関して、他の請求から相当程度に一致しないという判断をされないこと 当該申立ての大部分が、個人的な訴訟によっても同程度に十分には追求され得ないものであること 当該集団が、その規模、範囲、その他の点を考慮して適切に特定できるものであること 集団代表が集団の構成員を適切に代表するものと判断できること	同種個別的権利(共通の原因から生じる権利)に関する請求であること。  そのほか、拡散的権利、集合的権利の保護を目的とする訴訟も提起し得る。
訴訟進行許可の手続	裁判所によるクラス認証。	代表原告となろうとする者が提訴後一定期間内に認可の申立てを行い、裁判所が認可要件の具備を審査。	集団訴訟を提起しようとするクラスの構成員が申立てを行い、裁判所による事前の認可を得た場合に限り、構成員は集団訴訟を提起することができる。認可のために必要な要件は上欄 ~ のとおり。 認可の可否の判断は判決によってなされる。	認可手続あり。裁判所は要件が満たされている場合にクラス代表者を指名し、クラス範囲の決定等を行う。	裁判所は、集団訴訟として認可するか否かを可能な限り迅速に決定しなければならない。	要件を満たさないことが判明した時点で却下される。 訴訟手続の原告である者は、地方裁判所への申立書面により、当該訴訟事件を集団訴訟の形態に変更すべきことを要請することができる。	—
訴訟進行許可に対する上訴	申立て可能。控訴裁判所が裁量により受理することができる。	・認可拒否や認可取消しについて当事者は中間上訴裁判所に上訴できる。 ・当事者が不服申立てをしない場合、構成員も、上位裁判所の許可を得て、クラスを代表して上訴することができる。 ・認可決定について当事者は、上位裁判所の許可を得れば中間上訴裁判所に上訴できる。	・申立てに対し不認可の判決がなされた場合、申立人は控訴することができるが、認可された場合の判決は控訴の対象とならない。 ・クラス構成員は控訴院裁判官の許可を得て控訴することができる。	・上訴可能。 ・クラス構成員は、その訴訟に参加し自己の請求につき個別訴訟として訴訟を続行できる。	集団訴訟として適格でないという判断に対しては、上訴可能。	不服申立て可能。	—

国名	米国(連邦民事訴訟規則・b(3)型)	カナダ(オンタリオ)	カナダ(ケベック)	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン	ブラジル
通知・公告 (主体、方法など)	・クラス代表者が実施。ただし、裁判所は、相手当事者に通知するように命じることもできる。 ・告知費用は原則原告負担。原告勝訴の場合、裁判所は被告に負担させることができる。	・裁判所が告知不要とした場合を除き、代表当事者が告知を実施。 ・裁判所は、通知費用について当事者間での分担を命じることを含め適切と考える決定ができる。	集団訴訟提起の認可を行った裁判所は、判決により、新聞、ラジオ、宣伝ポスターなどにより、構成員に向けて集団訴訟の内容の説明等について公告を行うよう命じる。 通知方法は、裁判所が裁量的判断によって定める。 ・通知の費用についても、集団訴訟法に基づいて設立された公法人である集団訴訟支援基金による援助を受けることができる。	・通知の書式や方法は裁判所が決定する(個別通知に限定されず、公告の方法によることもできる)。 ・通知の実施は代表原告に命じてさせることができ、この場合は裁判所は代表原告に通知のための費用を支払う。	・集団訴訟が容認された場合、裁判所は、集団訴訟に参加可能な者(オプト・アウトの場合はクラス構成員)に対し、通達、公示またはその他の方法で集団訴訟が提起されたことを通知する。 ・通知の内容・方法は裁判所が決定することとされ、この決定により、通知・公告の実施者・費用負担者が集団代表者とされることがある(裁判所が通知を行う場合の費用は裁判所が負担)。	・団体訴訟手続開始の申立てが却下されない場合、裁判所によって適切であるとされる範囲において、通知がなされる。 ・通知は、裁判所により適切であると考えられた方法により行われ、費用は国庫負担。	官報等に公告すれば足りるとされており、クラス構成員に対する個別通知は必要とされていない。
対象消費者の手続への関与の方法	・オプト・アウトしない者は、自己の弁護士を通じて参加可能。	・裁判所は、クラス構成員の訴訟参加を許可することができる。	構成員は、代表者を補助し、その請求を支持し、その申立てを支えるためのみ、任意に参加することができる。裁判所は、構成員の参加がクラスに有用であると認める場合、参加を認める。	・訴訟が取り下げられ、却下される場合において、構成員は4週間以内に当事者として参加して、個人の訴訟として続行することができる。	—	・クラス構成員は手続に参加して、当事者として行動することが可能である。	共同訴訟人として参加することができる。
判決効	オプト・アウトしなかったクラス構成員に対し、有利にも不利にも及ぶ。	オプト・アウトしなかったクラス構成員に対し、有利にも不利にも及ぶ。	オプト・アウトしなかったクラス構成員に対し、有利にも不利にも及ぶ。	・オプト・イン型の場合には、参加申出をした者、オプト・アウト型の場合には脱退申出をしなかった者に判決効が及ぶ。	・判断の時点における集団構成員たる者を拘束する。 ・集団構成員は、判決確定まではオプト・インを撤回できるが、終局判決後・確定前に離脱した場合も判決に拘束される。	オプト・インの届出をしたすべての集団構成員に対して法的効力を有する。	同種個別的権利の保護を目的とする場合、すべての被害者及びその相続人の利益に適う請求認容判決に限り、対世効を有する。
判決に対する上訴	手続に参加していない限り上訴できない。	・代表原告が上訴しない場合、クラス構成員による上訴可能(州最高裁判所の許可が必要)。 ・個別の請求に対する決定について、クラス構成員による中間上訴裁判所への上訴可能。	・いずれの当事者からも控訴可能。 ・代表者が控訴せず、又はその控訴が棄却された場合、構成員は、控訴院に対し、控訴をし、代表者に代わる旨の許可を求めることができる。	・代表原告が上訴しない場合、代表者となり得る者が上訴でき、代表者は上訴した者に変更される。 ・上記の上訴がなされなかった場合、自己の請求について構成員による控訴可能。この場合、控訴審は個別訴訟として行われる。	・判決後離脱した場合には、離脱した構成員は個人訴訟における上訴の方法により行う。上訴期限は、集団の上訴期限の1か月後、集団が上訴した場合はその後も可能。	・集団の構成員は、集団のために上訴することができる。 ・集団の構成員は、自己の権利に関する判決又は裁定に対して、自らのために不服申立てをすることができる。	—
和解・取下げの規律	・裁判所の許可が必要。裁判所はヒアリングをする必要がある。 ・クラス構成員は、和解内容に異議を述べることができる。 ・改めてオプト・アウトの機会を保証する必要がある。	・裁判所の承認が必要。 ・和解は、裁判所の許可を得なければ効力を生じず、逆に、裁判所が許可した和解はクラス構成員全員を拘束する。 ・和解を通知するか否かは裁判所が定める。	・訴えの取下げは裁判所の許可及び裁判所が必要と認める条件を満たさない限り、認められない。 ・和解の受諾又は認諾については、裁判所の許可を得ることが必要、和解の通知が構成員に対してなされなければ許可は付与されない。	・代表原告による和解は裁判所の認可により効力を生ずる。 ・代表原告の訴えの取下げの場合、構成員は4週間以内に当事者として参加して、個人の訴訟として続行することができる。	・オプト・アウト型の和解は裁判所の認可を要する(オプト・イン型では不要)。	・集団訴訟手続において原告が集団を代表して締結する和解は、裁判によって確認されることにより有効となる。	・クラスアクションに特有の規定はない。ブラジル民事訴訟法では、和解には裁判官の許可を要するとされている。
他の訴訟との関係	・オプト・アウトするか、個別訴訟を取り下げるかにより調整すべきだが、調整がなされず判決がなされた場合には、判決効の問題として処理される。	・係属中は、構成員の権利の出訴期限の進行が停止。 ・訴訟が係属する裁判所は、職権により、又は当事者もしくはクラス構成員の申立てにより、当該クラス訴訟に関連するいかなる訴訟についても、適切と考える条件の下に手続を停止することができる。	—	—	・個人訴訟の方法で訴えを提起した者は離脱したものとみなされる。 ・オプト・アウト型の場合は、個人訴訟が却下された時にはこの効果は失効する。	・同じ当事者間で既に裁判の対象とされている問題について新たに提訴することはできないため、集団の構成員が当事者であると、進行中の個人の訴訟がある場合は訴訟係属関係が裁判障害となり、集団訴訟によって同じ内容の請求の裁判をすることができない。	個別訴訟が優先するが、当該個別訴訟において、被告から原告に対し、クラスアクションの存在を通知した場合、原告は30日以内に訴訟を継続するか中止するかを決めなければならない。継続することとした場合、その原告はクラスアクション判決による利益を受けられない。
訴訟費用・弁護士費用の負担の方法	・弁護士報酬は各自負担。 ・弁護士報酬額は裁判所が定める。 ・クーポン和解の場合、クーポン付与に起因する部分は償還されるクーポンを基準とする。 ・実費も含め完全成功報酬制。	・訴訟費用は敗訴者負担(裁判所の裁量で制限可能)。 ・代表原告と弁護士の間で書面で契約し、裁判所の承認を得なければ拘束力を生じない。 ・実費も含め完全成功報酬契約をする。	・訴訟費用はクラス代表者が負担。このため集団訴訟援助基金による財政的援助が存在している(ただし、原則として法人は財政的援助を受けることができない)。	・弁護士費用も含め敗訴者負担 ・代表原告及びオプト・インした構成員は訴訟費用の負担を命ぜられる。構成員の負担は担保額と利益を受けた額の合計の限度。 ・オプト・アウト型は、オプト・アウトしなかった者も含め、被告に対しても代表原告に対しても訴訟費用の負担が命じられることはない。	・弁護士費用も含め敗訴者負担 ・訴訟費用はクラス代表者が負担義務を負う。 ・オプト・イン方式の場合、構成員の登録時に、裁判所は、裁判所が定める限度額まで引き受けるべき旨を定める。前払を命じることもできる。 ・オプト・アウト方式の場合負担責任がない。	・弁護士費用も含め敗訴者負担 ・代表原告は、自らの訴訟費用を負担するほか、敗訴の場合は被告の訴訟費用も負担する。 ・集団構成員は通常の場合は手続の当事者とならないため、原則として費用の責任負担はない。	一般の訴訟においては敗訴者負担であるが、悪意の提訴を除き、被告の弁護士費用等の負担義務をクラスアクション原告は負わない。
分配手続の概要	・当事者が管財人を選定。裁判所の承認を得て、管財人が分配。 ・個々の損害額が確定している場合、直接個々に支払う。 ・個々の損害額が確定していない場合、クレーム手続を実施。 ・分配が非効率である場合、クラス構成員の把握が極めて困難な場合等、クラス構成員への分配・交付を行わない場合あり。	・「総額査定」が行われた場合、裁判所は、認容額の全部又は一部がクラスの構成員の一部又は全員に平均的又は割合的に共有されるように充当する旨を定めることができる。 ・裁判所は、判決で認容した額につき、分配方法を指定して被告による直接分配やその他の者による分配を命じることができる。 ・裁判所は、認容額の全部又は一部が裁判所の定められた期限までに分配されずに残った場合、クラス構成員に利益をもたらすと合理的に期待される何らかの方法での使途に充当すべきことを命ずることができる。 ・個別の争点を審理する手続が定められており、また共通争点についての判決をすることができる。	・終局判決において、構成員の権利が集団的回収により回復されるか、又は個別的請求の対象となるかが命じられる。 ・集団的回収の場合、回収された金員は、個別的請求と同様の方法により個別に清算・配当するか、裁判官の裁量的判断によって、クラス全体に共通する便宜を図るなどの方法による配当措置がとられる。 ・個別的回収の場合、終局判決の通知から1年以内に裁判所に自らの権利を届出。裁判所は自ら、あるいは裁判所が定める方法により判断するよう書記に命ずる。	・オプト・アウト型の場合共通争点についての確認請求について確認する判決がなされることが想定されている。 ・判決確定後、個々の構成員は個別に支払を求めることになるので、分配手続は存在しない。	・総額判決は認められておらず、判決で個々の構成員の金額を明示する必要がある。 ・執行については特別の規定はない。	執行について特別な規定はない。	・同種個別的権利の保護を目的とする場合は、概括給付判決がなされ、判決清算により個々の消費者の債権額を定める。 ・概括給付判決後1年以内に十分な数のクラス構成員が判決清算を行わない場合には、クラスアクションを提起した原告に概括給付判決を清算する権限が与えられる。

# (参考11) 訴訟制度における手続モデルの比較

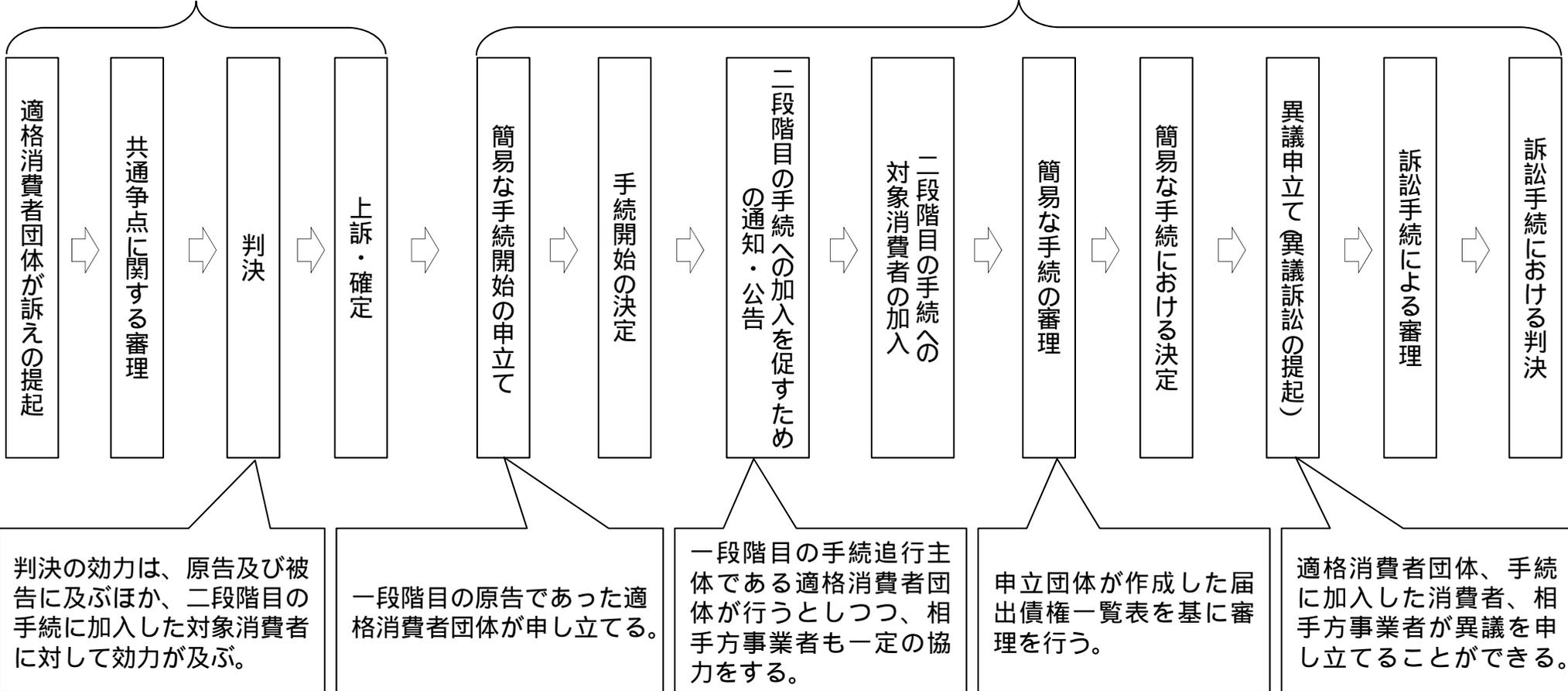
消費者庁 集团的消費者被害救済制度研究会報告書(平成22年9月)の整理による



(参考12) 手続の概要

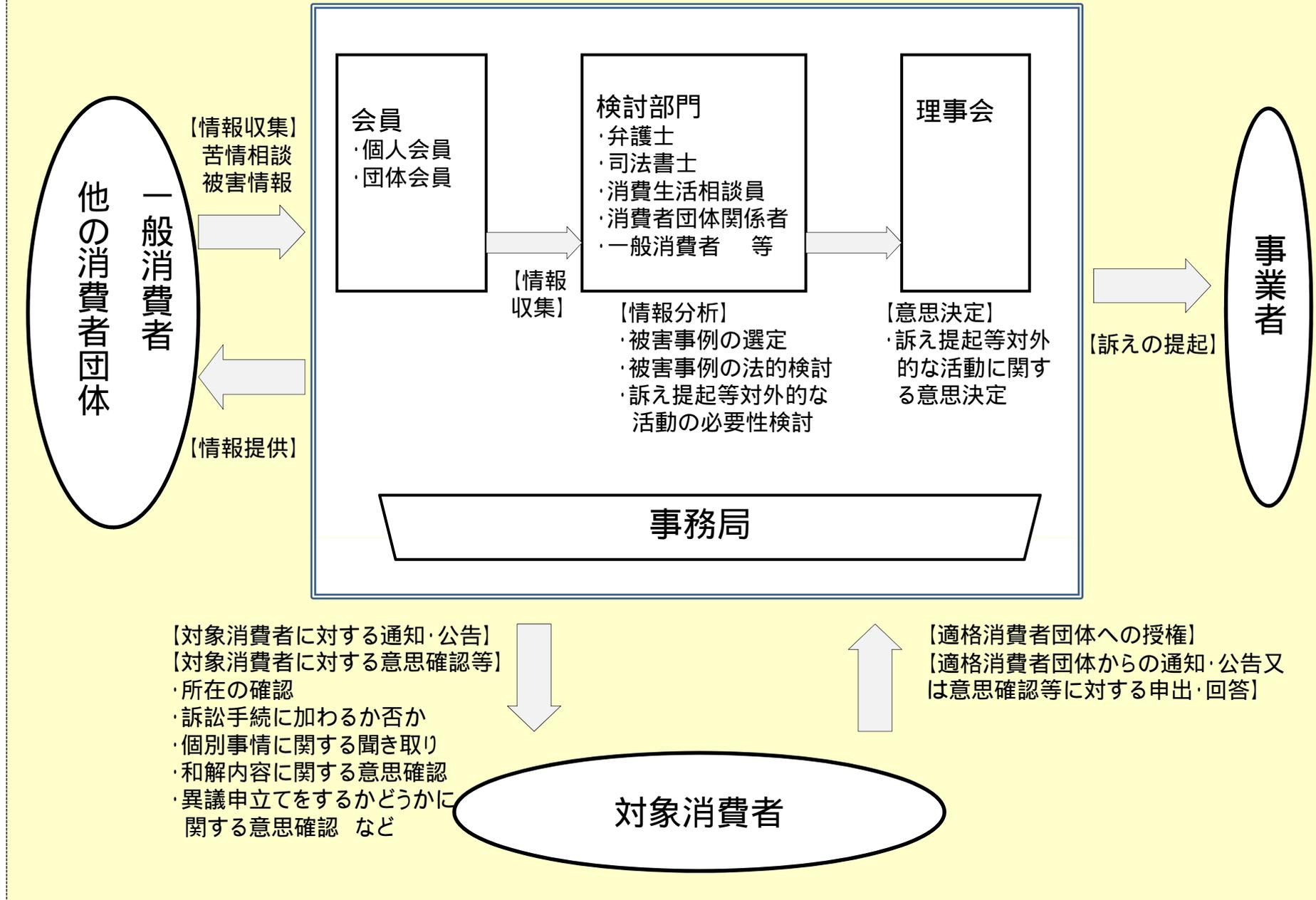
一段階目の手続

二段階目の手続



一段階目、二段階目にかかわらず、和解等により訴訟手続が終了することもあり得る

(参考13) 手続追行主体の業務のイメージ



(参考14) 適格消費者団体の概要及び活動状況について

(平成23年6月20日現在)

名称	特定非営利活動法人 消費者機構日本	特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	社団法人 全国消費生活相談員協会	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
住所 差止請求 関係業務 を行う地	東京都千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ6階	大阪市中央区石町1丁目1番1号 天満橋千代田ビル	東京都港区高輪3丁目13番地22号 国民生活センター内 大阪市中央区北浜2丁目6番26号 大阪グリーンビルディング内 北海道札幌市中央区大通西18丁目1番43号	京都市中京区烏丸通二条下ル 秋野々町529番地ヒロセビル5階
申請日 認定日 更新日	平成19年6月7日申請 平成19年8月23日認定 平成22年8月22日更新	平成19年6月7日申請 平成19年8月23日認定 平成22年8月22日更新	平成19年8月31日申請 平成19年11月9日認定 平成22年11月8日更新	平成19年10月12日申請 平成19年12月25日認定 平成22年12月24日更新
代表者等 の氏名	会長 青山 侑 理事長 芳賀 唯史	会長 北川 善太郎 理事長 榎 彰徳	会長 金子 晃 理事長 丹野 美絵子	理事長 高島 英弘
社員数	136名(うち、団体会員9名) (平成23年3月31日時点)	119名(うち、団体会員14名) (平成23年3月31日時点)	2068名(うち、団体会員0名) (平成23年3月31日時点)	102名(うち、団体会員3名) (平成23年3月31日時点)
主な申入 れ等の活 動状況	<p>【内容】 更新料条項、退去遅延の損害賠償条項等を使用する不動産賃貸借業者に対し、平成22年9月6日に東京地方裁判所に提訴 本制度に基づく訴訟としては11例目 ・中古車販売事業者に対する申入れ(瑕疵担保責任の全部免除の規定等の削除) ・建築請負業者に対する申入れ(建築申込金の不返還条項、違約金条項の是正) ・有料老人ホームに対する申入れ(入居申込金の不返還条項の削除、入居一時金の返還率の是正) ・結婚情報サービス事業者に対する申入れ(中途解約時の返金規定の新設等) ・携帯電話事業者に対する申入れ(携帯電話の売買契約に関するキャンセル不可条項の是正)</p> <p>【結果】 ・資格講座等を運営する事業者との裁判外の和解(平成21年4月28日)。 ・建築士や宅建資格講座を運営する事業者との裁判外の和解(平成21年8月1日)。 ・その他、訴訟に至らずとも契約条項の是正等が行われている事案がみられる。</p>	<p>【内容】 早期完済違約金特約条項を使用する貸金業者に対し、平成20年4月8日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては2例目 受講契約勧誘の廠の不返去、不実告知について英会話学校に対し、平成20年8月28日に大阪地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては4例目 ・金融機関に対する申入れ(勧誘広告内容の是正) ・警備会社に対する申入れ(中途解約料、損害賠償債務の全部免除の規定等の改定) ・ケーブルテレビ事業者に対する申入れ(最低利用期間に関する規定の削除) ・不動産賃貸借業者に対する申入れ(契約解除に伴う損害賠償額を定めた条項の削除又は改善)</p> <p>【結果】 ・の英会話学校への訴訟については、和解が成立(平成21年3月4日)。和解条項に違反する行為があったため違約金請求を行ったが、履行がないため、執行文付与をを求める訴えを提起(平成21年12月25日)。大阪地裁は強制執行の執行文を付与する旨の判決(平成22年5月31日)。 ・の貸金業者への訴訟については、勝訴(一部)判決(平成21年4月23日)。平成21年6月19日京都地裁に間接強制申立て、7月24日認容決定。敗訴部分につき、平成21年4月28日に1審被告が、5月2日に1審原告が大阪高裁に控訴。大阪高裁は第1審の結果を支持し、1審原告及び1審被告の各控訴をいずれも棄却(平成21年10月23日)。1審被告より平成21年10月28日大阪高裁に上告受理申立て。 ・その他、訴訟に至らずとも契約条項の是正等が行われている事案がみられる。</p>	<p>【内容】 ・不動産賃貸借業者に対する申入れ(無催告解除条項等の使用停止・改善) ・美容整形クリニックに対する申入れ(申込金の不返還条項、キャンセル料条項等の使用停止・改善) ・介護付有料老人ホームに対する申入れ(入居一時金の初期償却条項等の使用停止・改善) ・スポーツクラブに対する申入れ(一旦納入した諸費用の不返還条項等の使用停止)</p> <p>【結果】 ・訴訟に至らずとも契約条項の是正等が行われている事案がみられる。</p>	<p>【内容】 定期補修分担保金支払特約を使用する不動産賃貸借業者に対し、平成20年3月25日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては1例目 敷金等から一定額を控除して返還する敷引特約条項を使用する不動産賃貸借業者に対し、平成20年8月12日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては3例目 互助契約等の中途解約金条項を使用する冠婚葬祭業者等に対し、平成20年12月3日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては5例目 結婚式場解約金条項を使用する結婚式・披露宴等企画運営会社に対し、平成22年3月17日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては7例目 解約金条項を使用する携帯電話事業者2社に対し、平成22年6月16日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては9例目、10例目 マンション等の更新料条項を使用する不動産賃貸借業者に対し、平成22年10月29日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては13例目 解約金条項を使用する携帯電話事業者に対し、平成23年1月19日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては16例目 未公開株の販売に関して不当勧誘を行っているとして、事業者に対し、平成23年5月30日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては17例目</p> <p>【結果】 ・については請求の一部(敷引特約の条項を含む意思表示を行わないこと)は認諾され、残りの部分について却下判決(平成21年1月28日)。2月10日大阪高裁に控訴、6月16日敗訴(判決確定)。 ・については定額補修分担保金支払特約を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない旨の判決、残りの請求については棄却(平成21年9月30日)。敗訴部分につき、10月13日に大阪高裁に控訴。大阪高裁は、第1審の差止請求部分について支持した(平成22年3月26日)。第2審の判決を不服として上告受理申立て(平成22年4月6日)。 ・については和解(平成22年7月28日)。</p>

1 消費者契約法第23条第4項に基づき、内閣総理大臣に報告のあった事項を基に作成。報告事項ではない各種の団体の活動(勉強会、情報収集など)については記載していない。

名称	特定非営利活動法人 消費者ネット広島	特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	特定非営利活動法人 あいち消費者被害防止 ネットワーク
住所 差止請求 関係業務 を行う地	広島市中区上八丁堀7番1号 ハイオス広島312号	神戸市中央区元町通6丁目7番10号 元町関西ビル3階	さいたま市浦和区岸町7丁目 11番5号	札幌市中央区北四条西12丁目1番55	名古屋市千種区稲舟通一丁目39番 地
申請日 認定日	平成19年11月14日申請 平成20年 1月29日認定 平成23年 1月28日更新	平成20年2月29日申請 平成20年5月28日認定 平成23年4月18日更新	平成20年12月24日申請 平成21年 3月 5日認定	平成21年11月27日申請 平成22年 2月25日認定	平成22年1月14日申請 平成22年4月14日認定
代表者等 の氏名	理事長 吉富 啓一郎	理事長 清水 巖	理事長 池本 誠司	理事長 向田 直範	理事長 杉浦 市郎
社員数	267名(うち、団体会員7名) (平成23年3月31日時点)	127名(うち、団体会員7名) (平成23年3月31日時点)	121名(うち、団体会員18名) (平成23年3月31日時点)	177名(うち、団体会員4名) (平成23年3月31日時点)	126名(うち、団体会員5名) (平成22年12月31日時点)
主な申入 れ等の活 動状況	<p>【内容】 レンタル契約時のキャンセル料 条項を使用する貸衣装事業者に対 し、平成22年10月5日に広島地方 裁判所呉支部に提訴 本制度に基づく訴訟としては12 例目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カルチャーセンターに対する申 入れ(受講料不返還条項の削除)</li> <li>・自動車学校に対する申入れ(入 校申込金、教習料等の不返還条項 の是正)</li> <li>・在宅ワーク事業者に対する申入 れ(解約・清算条項の是正)</li> </ul> <p>【結果】 ・ については和解(平成23年 6 月 3日)。</p>	<p>【内容】 中途解約の際JAL利用クーポンの返 還をしない特約条項を使用する旅行 業者に対し、平成21年3月18日に神戸 地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては6例目 受講申込後の解約制限条項を使用 する資格講座等運営事業者に対し、 平成22年11月11日に大阪地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては14例 目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冠婚葬祭サービス業者に対する申入 れ(解約料条項の是正)</li> <li>・クレジットカード会社に対する申入 れ(リボルビング払いの手数料の是 正)</li> </ul> <p>【結果】 ・ 資格試験予備校と即決和解(平成22 年4月19日)。 ・ については棄却(平成22年12月8 日)。平成22年12月16日に大阪高裁に 控訴後棄却(平成23年 6月 7日)。大 阪高裁の控訴審判決に対して上告受理 申立て(平成23年 6月20日)。</p>	<p>【内容】 レンタル契約時のキャンセル条 項を使用する呉服小売専門業者に 対し、平成22年5月11日にさいた ま地方裁判所熊谷支部に提訴 本制度に基づく訴訟としては8例 目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話事業者に対する申入れ (消費者の同意なく約款変更を可 能とする条項の是正)</li> </ul> <p>【結果】 ・ については和解(平成22年7月 20日)。</p>	<p>【内容】 自動車売買契約時のキャンセル 料条項を使用する自動車販売・買 取事業者に対し、平成23年1月11 日に札幌地方裁判所に提訴 本制度に基づく訴訟としては15 例目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話事業者に対する申入れ (高額随時請求条項の使用中止)</li> <li>・不動産賃貸借業者に対する申入 れ(無催告解除条項等の使用中 止)</li> </ul> <p>【結果】 ・ については相手方の認諾(平 成23年 2月25日)。</p>	<p>【内容】 ・ 催眠療法事業者に対する申入れ (断定的説明の削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット通販事業者に対 する申入れ(通信販売利用規約の 是正、消費者契約法第41条第1項に 基づく事前請求を実施)</li> <li>・ 結婚式場事業者に対する申入れ (キャンセル料規定の是正)</li> </ul> <p>【結果】 ・ 事業者からの回答を踏まえて検 討。</p>

1 消費者契約法第23条第4項に基づき、内閣総理大臣に報告のあった事項を基に作成。報告事項ではない各種の団体の活動(勉強会、情報収集など)については記載していない。

## (参考 15) 適格消費者団体の認定要件

### 法人格

特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること(第13条第3項第1号)。

### 目的及び活動実績

不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること(同項第2号)。

### 体制及び業務規程

業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること(同項第3号)。

### 理事及び理事会

理事会が置かれておりその議決方法が適切であること、理事の事業者からの独立性が確保されていること(同項第4号)。

### 専門的な知識経験

人的体制に照らして業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること(同項第5号)。

### 経理的基礎

業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること(同項第6号)。  
差止請求関係業務以外の業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと(同項第7号)。

### 欠格事由

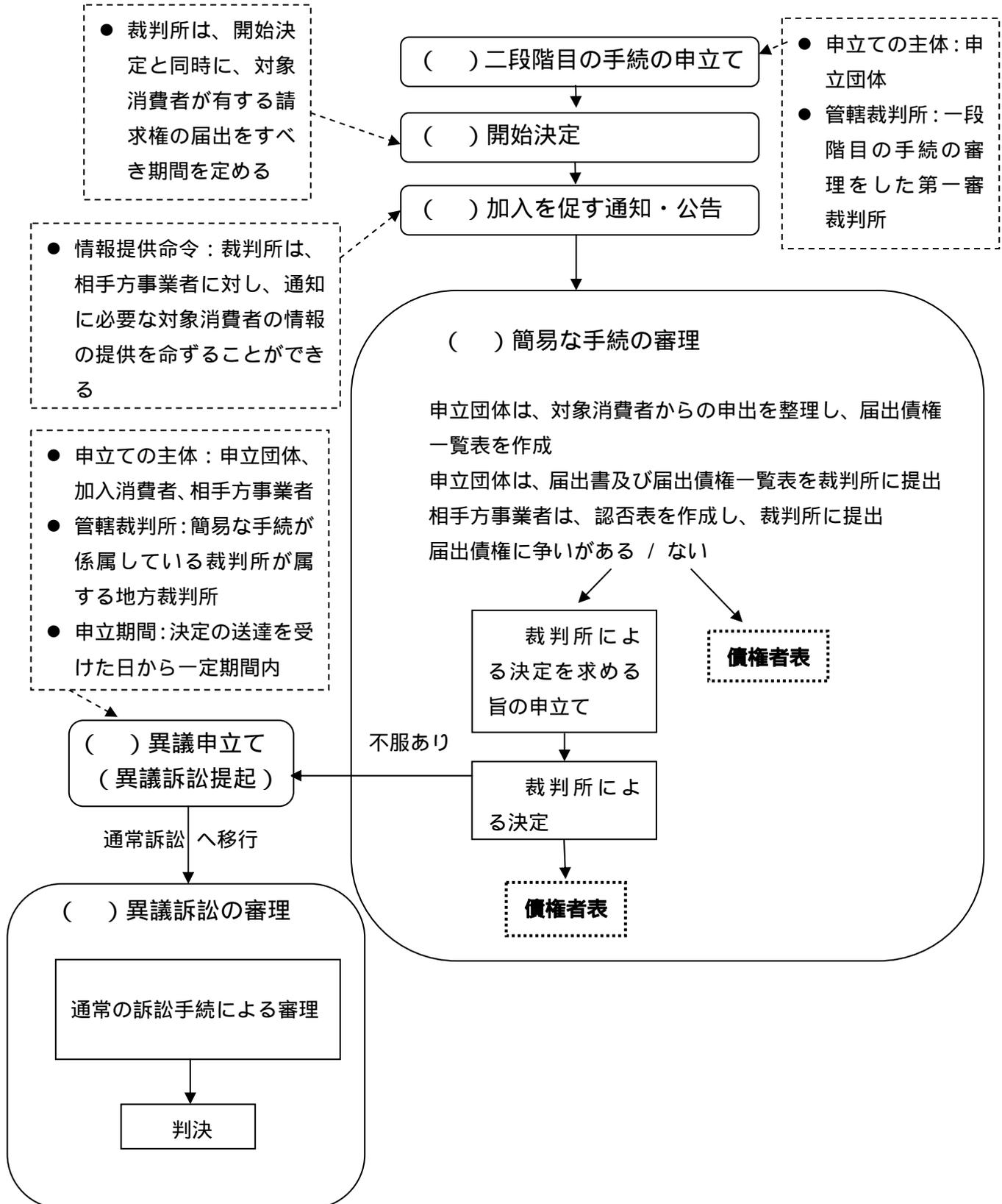
消費者の利益の擁護に関する法律等に違反して罰金の刑に処せられた等の日から3年を経過しない、暴力団員等の支配下にある、政治団体である等がないこと(同条第5項)。

(参考 16) 適格消費者団体が遵守すべき責務規定・行為規範

現行制度上、適格消費者団体が遵守すべき責務規定・行為規範としては、以下のようなものが規定されている。

- 差止請求権の行使状況に関する他の適格消費者団体に対する通知及び内閣総理大臣に対する報告（消費者契約法第 23 条第 4 項）
- 財産上の利益の受領の禁止（同法第 28 条第 1 項から第 3 項まで）
- 区分経理（同法第 29 条第 2 項）
- 帳簿書類の作成及び保存（同法第 30 条）
- 財務諸表の作成、備置き、閲覧等（同法第 31 条）
- 政治利用の禁止（同法第 36 条）など

(参考 17) 二段階目の手続のイメージ



**(参考18) 二段階目の手続への加入を促す方策のイメージ**

